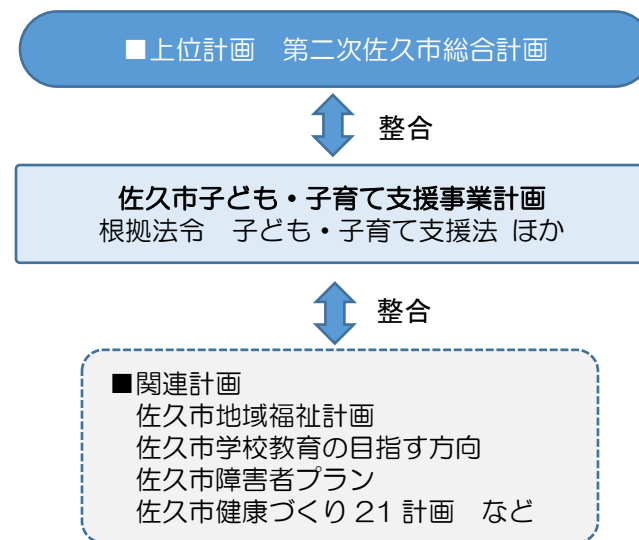


第1期 佐久市子ども・子育て支援事業計画

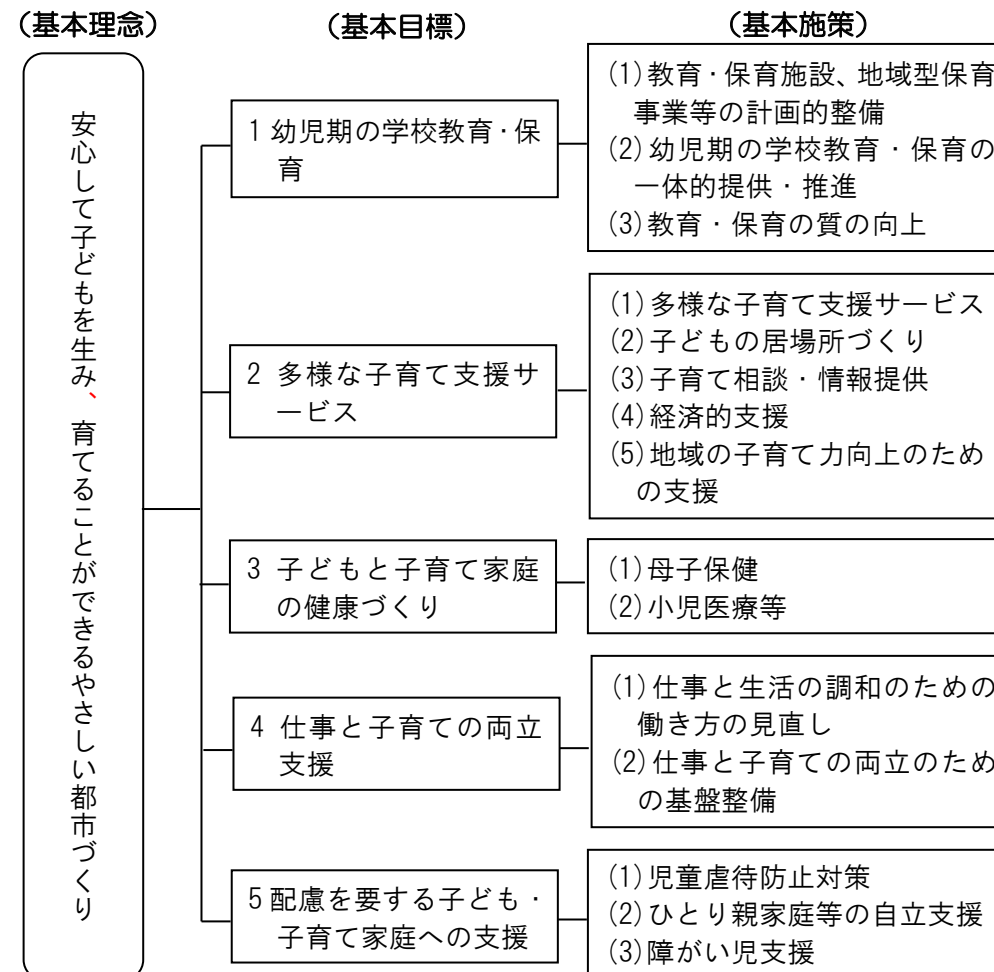
1 計画の位置付け

- 子ども・子育て支援法 61 条に基づく法定計画です。
- 本計画は「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」と併せ、「地域子育て支援の充実」など 15 の施策を推進しています。
- 上位計画である佐久市総合計画をはじめ、地域福祉計画、学校教育の目指す方向、障害者プラン等との整合を図っています。
- 計画期間は平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間。



2 施策の体系と展開

15 の基本施策のもと、具体的な事業の「必要量」を見込み、「提供量」を目標数値として明示、計画期間内でどのように提供量を確保するか（確保方策）の方向性を定めています。



《計画に掲載している事業を紹介します》

基本施策：2-(1)多様な子育て支援サービス
(多様な子育て支援サービスを提供することにより、安心して子育てができる環境を確保します)

具体的な事業：「延長保育事業」

必要量の見込み：平成 25 年度末の登録者、児童数の推計、就学前児童の保護者へのニーズ調査、国の算定手引きをもとに算定 (単位：人)

年度	27	28	29	30	31
①量の見込み	653	653	644	641	640
②確保方策	653	653	644	641	640
②-①	0	0	0	0	0



確保方策、確保の方向性：

現在 19 公立保育所（平成 27 年度計画策定当時）・9 私立保育所にて実施しています。現状の体制を維持し、量の見込みを確保します。これまで実施してきた延長保育を引き継ぐ取り組みを行うとともに、児童の健やかな成長に必要な「家庭保育時間確保」の視点をもって、保護者の就労支援とバランスに配慮したサービス提供に取り組みます。

第2期 佐久市子ども・子育て支援事業計画

1 計画の位置付け

位置付けについては第 1 期支援事業計画と同様です。
計画期間は平成 32 年度から平成 36 年度までの 5 年間となります。

2 計画策定にあたり

近年の急速な少子化・核家族化の進行、経済の低成長、保護者の就労環境の変化、地域の連帯感の希薄化などにより、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化し、子育て支援ニーズは増加し、かつ多様化しています。また、子どもを生みたい人が安心して健やかに生み育てることのできる社会、子育てをする人が子育てに伴う喜びを実感できるような社会を形成していくことが、より必要とされています。

計画の策定にあたっては、第 1 期支援事業計画の評価及び分析を行い、子育て世代のニーズ、教育・保育施設等の実情を把握し、本市の実情に合った計画を策定します。

3 計画策定の流れ

